

営繕工事における「週休2日工事」試行実施要領

令和5年9月20日

(趣旨)

第1 この要領は、宮崎市が発注する営繕工事の建設現場における「週休2日」の確保に向けた課題を把握するとともに就労環境改善に向けた意識の醸成を図るために試行する「週休2日工事」の実施手続、その他必要な事項について定めるものとする。

(用語)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「週休2日」とは、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「対象期間」とは、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。
なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (3) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (4) 「現場閉所率」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。
- (5) 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (6) 「発注者指定型」とは、発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式をいう。
- (7) 「受注者希望型」とは、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む方式をいう。

(試行の対象)

第3 週休2日工事の試行対象は、本市が発注する全ての営繕工事について「発注者指定型」で実施するが、社会的な要請や現場条件の制約等により工期が限られた工事などについては、「受注者希望型」で発注することができる。また、緊急工事及び営繕工事に該当しない設備工事については対象外とすることができる。

2 発注者は、入札公告（指名通知）等及び現場説明書において、週休2日工事の試行対象である旨を記載するものとする。

入札公告（指名通知）等 例

- | |
|--|
| <p>○ その他の事項
本工事は、営繕工事における（「発注者指定型」または、「受注者希望型」）週休2日工事の試行対象である。</p> |
|--|

現場説明書記載例

〇〇) 休日の確保

本工事は、営繕工事における（「発注者指定型」または、「受注者希望型」）
週休2日工事の試行対象である。

試行にあたっては、『営繕工事における「週休2日工事」試行実施要領』に基づき行う。
試行実施要領は、宮崎市ホームページから入手できる。

（実施手続）

第4 発注者指定型においては、次の各号の規定を適用する。

受注者希望型においては、受注者は工事着手前に週休2日工事の実施について発注者と協議するほか、次の各号の規定を適用する。受注者は、週休2日工事の実施を希望しない場合は、その理由を明らかにし発注者に通知するものとする。なお、週休2日工事の実施を希望しない場合は、次の各号の規定は適用しない。

- (1) 受注者は、工事着手前に週休2日を前提とした計画工程表を発注者に提出するものとする。
なお、計画工程表には週休2日の対象期間及び現場閉所日を明記し、監督員の確認を受けるものとする。計画工程表を変更する場合も同様とする。
- (2) 受注者は、現場閉所日を変更するときは、事前に発注者と協議するものとする。
なお、降雨、降雪等により予定外の現場閉所を行うときは、その旨を監督員に連絡するものとする。
- (3) 受注者は、工事履行報告書に当該月の現場閉所実績（現場閉所日及び日数）を記載した実施工程表等を添付して、発注者に提出するものとする。
なお、週間工程表等により、現場閉所の状況を共有できる場合は、毎月の確認は不要とする。
- (4) 受注者は、週休2日工事に取り組む旨を工事看板等に明示するものとする。
- (5) 受注者は、週休2日工事の取組結果について、工事打合簿に現場閉所実績が記載された実施工程表等を添付して、発注者に報告するものとする。

（積算方法等）

第5 補正方法、積算及び変更方法は次の各号による。

(1) 補正方法

以下の①から③までの現場閉所の状況に応じた補正係数により（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

① 4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）

労務費（複合単価）	市場単価及び物価資料の掲載価格
1.05	別紙①

② 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率 25.0%（7日/28日）以上 28.5%未満）

労務費（複合単価）	市場単価及び物価資料の掲載価格
1.03	別紙①

③ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率 21.4%（6日/28日）以上 25.0%未満）

労務費（複合単価）	市場単価及び物価資料の掲載価格
1. 0 1	別紙①

（2） 積算及び変更方法

発注者指定型においては、4週8休以上を前提に、（1）①により労務費を補正し工事費を積算して予定価格を算出する。なお、受注者の責により現場閉所率が4週8休未満（現場閉所率：28.5%未満）となった場合は、補正分を減額して変更契約するものとする。その際、4週6休以上であっても補正は考慮しない。

受注者希望型においては、実際に4週6休以上の達成が確認できた場合、閉所状況に応じて労務費を補正し工事費を積算し、補正分を増額して変更契約するものとする。

（工事成績評定）

第6 発注者指定型においては、4週8休の達成状況に応じて、工事成績評定にて評価するものとする。

（留意事項）

第7 週休2日工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

（1） 受注者が現場閉所日と定めた日において、以下の項目に掲げる作業が発生した場合は、現場閉所日として扱うものとする。

- ① 災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
- ② 異常気象時における安全パトロールの実施や保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合
- ③ 降雨、降雪等により予定外に現場を閉所する場合
- ④ 発注者の求めに応じて、現場見学会等、現場を公開する場合
- ⑤ ①から④までに掲げる場合以外における取扱いについては、受注者・発注者間の協議により決定するものとする。

（2） 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、資料作成を含め現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わないこととする。

（3） 受注者が週休2日に取り組む場合、労務費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は1か月ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるように努めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行し、令和5年10月1日以降に予算執行伺の決裁を受ける工事から適用する。